

量の一割という意味ではございせんので、消費実績の一割を保留する、それだけ国内需要に対する供給の確保をいたし、相当の需要増が来ても心配のないように保留をしておき、さらに国内供給の状況によりましては、そういうところに支障のないように輸出計画の事前承認制をとって行く、どこまでも根本は内需優先の原則の上に立つて考えているわけではございせん。価格が下るとどの程度一割の需要が多くなつて来るか、これはむしろいろいろ見方はあるだろうと存じます、大体過去三年の消費実績の上に一割の調整用をその年度において確保いたしておけば、大体まかなえるのではないかと、これはいろいろ見方はあるだろうと思ひます。二割にするのもよからうという御意見もあるだろうと思ひますが、大体一割確保いたしておけば、価格変動等によつて供給の關係に相当影響を及ぼしても、一応間に合ふのじやなからうか、こういう考えであります。

○足鹿委員 大体供給調整用の保留数量というものは、過去三箇年間の農民が使用したものの平均の一割というお考えのようでありますが、それが供給調整の必要量となる根拠は一体どういふことになるのでしょうか。今のお話を聞きますと、あくまでも過去の実績の一割程度を保留しておれば、それで調整ができるというお考えのようでありますが、そうだとするならば、その供給調整の方法は一体どういふことになるのでしょうか。第五条においてはいろいろの点について制約を加えられておる。供給の調整を真になさるうとするならば、自由にこれを操作せしめなければならぬのが原則じやないかと

思ふ。にもかかわらず、第五条によつてはいろいろの制約が加えられ、保管団体の自由意思によつては何らその調整が行われることができないようにちやんと規定しておられますが、それではたして供給の調整の目的が達成できるのでしょうか。官庁のお仕事は、従来のやり方を見ておられますと、すべて事態が起きてから後手々々とまわつておられて、なか／＼先手はとられない。しかもこの条文を見ますと、保管団体がこれを調整用として操作しようとするときには、審議会に意見を求めなければならなくなつておる。政府がそれに対して指示権を持ち、さらに審議会に諮つてこれを出さなければならなくなつておる。こういうふうには二重三重の手かせ走かせをはめた供給調整用というものは、一体どういふ意味を持つのでしょうか。見方によつては逆な結果が出て参ります。適宜適時にその操作が行われない場合は、むしろこれは市場の出まわりを抑制して、十万吨なり、十五万吨なり、二十万吨というものがどうなるかわかりませんが、それだけは市場の自由なる流通を阻止して、一般的にいへばむしろ出まわりを少くし、極論するならば、一面に滞貨処理の結果を招く危険性も多分にあると思ふ。これは値段を安く下げ

て供給の調整をはかうというよりむしろ、むしろの場合によつては値段の高騰を示すような結果にならないと断言できません。なぜかというふうないろいろな制約を加えなければならぬのであります。真に政府が供給の調整をはかつて、肥料の価格を農民に満足する行ふように不当な暴騰を防止し、少くとも市価を引下げて行くという作用

をこれによつて与えられておるの、この法案の一番重大な点だと私は思ふ。にもかかわらずそれにいろいろの制約を加えておるというところは、農民保護というよりも、場合によつてはむしろメーカへの保護になる危険性があるのじやないでしょうか。もう少しその点について、なぜこのような制約を加えて、供給調整用の保留分を、自由なる意思によつて市場操作をせしめないうようながんにがらめになさつたのか、その理由を明確にお示し願ひたい。

○小倉政府委員 供給調整用保留数量の一割という考え方の基礎でございせんが、これは御指摘のように、国内の消費というものは、いろいろの原因でもつて変動いたします。価格の変動ということもそうでございまして、あるいは食糧増産の必要性というやうなこともそういう変動の起る原因であります。あるいは政策のやり方がかわつて参るといふことも変動の原因であると思ひます。しかしその一々の原因を分析いたしまして、どの原因によつてどの程度の変動があるのかといふことを測定することは不可能に近いように思ひます。従いまして、ここで私どもが考えておりますのは、過去におきまして、特に統制撤廃後の経験において、年間の需要量がどの程度変動したかといふことが一つの基礎になるかと思ふのであります。過去三箇年の平均をとりますと、最高と最低はその約一割の範囲内に収まるというところに出荷実績が示されますので、一割といふことでば国内の需要増に見合うことができるのではない

かといふことを考えるのであります。〔佐竹委員長代理退席、足立委員長代理登壇〕しかも今回のこの法律が制定実施になりますと、一方公定価格制度でもつて価格が比較的現在の情勢よりも安定するだろう。従いまして価格変動によります需要の異常なる思惑の増大といふことは、これまでよりは避けられるだろうといふことが考えられるのであります。そこで一割といふのを一応の基準とするといふことが妥当ではないかといふふうに思ひます。

そこで放出の問題でございせんが、ただいま申し上げましたやうな、保留数量の第一の目的は、年間の需要量の増大に備えるといふことが一つでございせん。しかしながら年間の需要量の増大といふことは、年間にわたつて出荷の量が相当大幅に変動する。需要期と不需要期では相当変動する。そういう場合に、月によりましては工場が生産見込み数量あるいは生産の実績をオーバーするやうな需要量が出て参るといふことも当然予想されるわけでございます。そこでそういう季節的な調整に当るといふことが第二の目的であります。第三は、特別の災害が起つて追加的な施肥を必要とする、こういうやうなことが予想されるのであります。こういうことは、ある民間の団体に全面的にまかすといふべき性質のものではなくて、やはり主務大臣の意図によつて放出されるという必要があるところでは先ほど大臣からお話がございしましたやうな、過去三箇年の出荷実績といふものを一つの消費見込み量と立

て、これに食糧増産といつたやうな農業計画に見合う追加的な所要量を加えたものが年間の需要量でございせんので、ノルマルであればそれでカバーができるのでございせんけれども、先ほど申しましたやうな特別の三つの場合に放出するのでございせんので、そのやうな趣旨で放出についてのいわば一種の制約といつたやうなものを加えてございせん。これを保管団体にまつたう委託するといふことでございせん。目的を逸脱するといふおそれもございますし、また損益ということにつきましても、その結果損が出ますれば政府が補うといふ建前になつておられますので、その辺についても主務大臣の方で関与する必要があるやうかと存するのであります。以上のような趣旨でもつて供給調整用の放出については制約を加えておるのであります。

○足鹿委員 小倉さんは前から肥料行政をやつておられるのですが、昭和二十五年八月一日に肥料の統制が撤廃になつた。その当時肥料会社が手持ちしておつたものを政府が保管して、これを市場調整に当たった当時と、現在の肥料供給の状況というものは相当大きく開いておるのです。当時は肥料の増産が一応できたといふものの、また現在のような状態ではなかつた。どちらかといへば、今は過剰生産であり、あの当時は供給の大体の均衡が一通りとれたといふ状態なんです。その当時三十三万トンであつたと思ひますが、三十万トン程度のものを政府が保留して、これを一箇年の間に相当放出をして市場の調整をはかつた。これは適宜な措置であつたと思ひます。その結果一年

開は肥料の暴騰はある程度食い止め得られた。今は過剰生産時代です。過剰生産時代に十五万トンなり二十万トンというものを、がんばらめにしてこれを保留するということは、それだけ市場流通量を削減して、市場流通量に一つの制限を加えることになるのです。これは見方によつては、先刻も申しますように、滞貨凍結である。一方においては流通市場におけるところの制約になつて、価格の引下げよりもむしろ価格がある一定の水準にくぎづけになる傾向もあるのです。だからこれに對しては、どん／＼放出をして行く自由を与えずしてこういうことをやることは、かえつて目的がよき意図であつても、その結果としては必ずしも期待する結果が出ない。むしろ逆の結果が出て来ないかと保証できますか。當時の情勢と今の情勢は違ふのです。昭和二十五年と今日の情勢は違ふのです。明らかに過剰生産時代じゃないですか。そういうことによつて、いわゆる需給調整の結果、ほんとうに農民のための価格安定をなし得る条文がどこにありますが、どこにもないじゃないですか。しかもメーカーから買ひ上げるときには政府は強権でもつて買ひ上げる。これを出すときにはい／＼な制約を加えておる。この点についてもつきりとその取扱ひ方はわかつております。そういう点で私も是非非常にこの法案自体に納得の行かない点がたくさんあると思うのです。まあこれは意見になりますから、あえてこれ以上は申し上げませんが、この点が一番大事な点です。この問題を一步誤れれば——この法案自体は、名前は一応い／＼な角度から一つの前進だとい

う印象を受けますが、運営いかによつては後退を示す結果になる。農民の犠牲の上にメーカーの安定をはかるような結果を招来すると私は思う。この点については、ただいまの御答弁では納得が行きませんが、また別の機会にさらに伺ひたいことにいたします。次に第十一條の点であります。第十一條においては、生産業者の販売価格の最高額を定めることを規定しております。この最高額の決定の時期、また確定は御存じのように、その季節的な点において需給の度合いが著しく異なるものであります。年間を通じてこの最高価格一本やりでおいでになりますか。ある期間からある期間を区切つて、二本建て、三本建ていわゆる最高価格を御決定になるのであります。最高価格の一本であるか、二本建て、三本建てであるか、あるいはその決定の時期はいつであるのか、肥料年度によつて行ふのか、どういう方針でありますか。大臣から御答弁願ひたい。

○保利國務大臣 建前は肥料年度開始の当初において価格の決定をして参りたい。調節の必要が生じた場合においてはまた考えなければならぬと思ひますけれども、建前としては、肥料年度発足のときに年間の価格を決定して参りたい、こういうふうに考えます。

○足鹿委員 そうすると一本建てですね。それはそのときの情勢によつて変更するのであります。変更しないのであります。

○小倉政府委員 これはもちろん情勢と申しますが、非常な経済変動がございしますれば変更し得ることと存じます。しかしこれは価格をきめましてからの諸般のこと、特に生産に及ぼす諸要素の変化がどの程度になるかということによつてかわつて参るかと思ひますが、趣旨といたしましては年間一本の価格で参りたい。もちろん御指摘のような特別の事情がございしますれば、年間といたしてもこれを變更せざるを得ない、また變更した方が適當なときもあり得るかと思ひます。それから一本と申しました趣旨は、一肥料年度を通ずる価格ということでございます。たとへば一かます九百円なら九百円ということはいかなる月でも一本でやるという意味ではございしません。これはなお詳細は検討しなければならぬかと存じます。需要期、不需用期というようによつて若干の限月さやもつた方がいかどうかという問題もございします。そういう点はなお十分検討を加えて参りたい、かように存じます。

○足鹿委員 その点は大事な点なんです。その大事な点をこれから検討するといふようなことで一体どうしますか。この法案が通過成立いたしますならば、ただちにこの法律の適用が行われなければならぬ。そうするとその具体的な一番目の点についてはこれから検討するといふようなことで、私どもは無審議同様でこの法案を通すわけには参りません。私が今言つていふ価格の問題が、この法案全体として一番眼目なんです。その具体的な考え方をもつと明らかにされない限り、これは審議に忠実であつたとは私どもは言ひがたい。その検討はどういう方法によつておきめになりますか。政令によつておきめになりますか。政令にけられておきめになりますか。もう少しその点を具体的に……

○小倉政府委員 重要な問題でございしますけれども、また同時に非常に技術的な問題でもあらうかと存じます。従ひましてこれは御指摘のように政令できめるといふことも考えられるかと思ひますが、私どもの今のところの考え方といたしましては、限月の問題、それから公定価格をきめる取引の場所などにつきましても、確定審議会の議を経て、その方式を定めていたかきまして、それによつて価格を決定するといふことが一番適切ではないか、かように存じております。

○足鹿委員 その答弁ではどうも不徹底です。もう少し内容を具体的に明らかにしていただきたいと思います。おら、この価格決定の方式もまだきめておらない。ここに三つの要素が価格決定の基準として法律にうたつてある。それはすなわち生産費、農産物価格、その他の経済事情、この三点であります。が、しかば、生産費の問題はあつたし私はお尋ねしてみたいと思ふ。農産物にもいろいろあります。この場合農産物は何を指すのであります。そうしてその農産物の種類、その価格のとり方、そういうものは具体的に言ふとどういふことになるのであります。

○小倉政府委員 ここで農産物価格と申しておりますのは、肥料の価格をきめる場合のことでございます。もちろんこれは肥料と直接関係のある農産物といふことにはなりません。肥料でも、私どもの考えております趣旨は、むしろ農産物価格でもつて現わし得る農家の所得面、所得の増減を現わす一つの資料としてこの価格を見て参りたい。従ひましてできるだけ広汎に品目は選びたい。たとへて申しますれば、ただいま統計調査部で物価資金調査をやつておりますが、ああいふふうな、できるだけ広汎な品目を選んで、それにかかるといふウェイトをつけたい、かように考えております。

○足鹿委員 それでは農家所得といふものを明らかにすべきであつて、今の局長の御答弁では、農産物価格と法律にはうたつてあるが、實際的には農民所得である。こういう御答弁であります。そんなことは私も承知して居ます。それであるならば当然農家所得といふことを明らかにすべきじゃありませんか。農産物価格といふものは広汎にとるといふお話でありまして、重要農産物として掲げられておる米麦、あるいはこのたび農産物価格安定法において対象となつた農産物をさすのであります。広汎とはその他の果樹とか、あらゆるものを全部お調べになるのであります。そういうあいまいなことでは私どもは納得できません。こういう点についてはもう少し正確に御答弁を願ひたい。

○小倉政府委員 農産物価格についてございしますが、これは御指摘の通り農産物価格そのものに違ひはございません。所得といふ意味ではないのでございします。農産物価格といふものをしんじやくする理由といたしましては、価格変動が所得に影響を及ぼし、また所得の変動が所得が肥料の市場にも変動を及ぼす、こういうことでございします。もちろん直接に所得をしんじやくするかどうかという御意見も出て

来ると思ひますけれども、農家所得につきまして簡単につかみ得る資料は実はなかなかむずかしいやうでございます。特に肥料価格をきめます場合にはその年の農家の所得はどうかというところはなかなかむずかしいことだと思ひます。従ひまして価格という方が一層適切ではないかというふうに考へておるのであります。

それから取り上げる品目でございますが、ただいまお話のような重要農産物の価格はこれはすべて入れるつもりであります。果樹蔬菜については、これは統計調査的な技術の問題もございまして、特に分まらぬ時期でない時期の価格をどう処理するかという点については、なお検討を要すると思ひますけれども、でき得べくんば重要農産物のほかにそういった種類のものも取入れて行きたい。かように思つております。

○足鹿委員 それはおかしいですよ。農家所得というものを標準にしてしんじやく要素として取上げるといふ御答弁でありましたが、農家所得の最近の構造は、経済局長のお膝元で御調査になつておると思ひます。最近の農家のいわゆる現金所得は、農業自体よりもむしろ労働所得に大きく依存しておることは、政府の出した統計で明らかである。特に朝鮮動乱後におけるおとろの政府が統計調査部を通じて明らかにした点によつても、東北方面においては労働所得に依存しておる率は、はなはだし農家については六割、関西その他の比較的富裕な層においても三割ないし三割五分を農業以外の労働所得に依存しておるのです。という

事実をあなた方政府自身が発表になつておる。そういうふうな労働に依存しなければならぬのはなぜかといえ、農産物といふ重要な生産資材の価格のシエールによつて、あるいは自由経済が取入れられて以来の農産物価格の非常な激動によつて、農民が打撃を受けてやつて行けないから、他の労働収入に依存して行くといふことになつておると私は思ふ。ほかに原因はないと思ひます。これは農家の経営構造の点その他についてもいろいろと関連があるであらうが、端的にいえばそういうことが言ひ得る。従つてそういう要素をこへ入れられて来るということは私は間違ひだと思ふ。御訂正になりますか。いわゆる農家所得といふものをしんじやく要素に取上げない、あくまでも米麦あるいは農産物価格安定法の対象になつたものとしてその他の農産物価格をしんじやく要素として取上げるといふふうに御言明になりますか。さつきの点については、この法案と実質の運営においては非常に矛盾があります。この点はもつとはつきりしていただきたい。

○小倉政府委員 先ほど申し上げました趣旨が多少言葉が足らなくて、誤解があるやうでありまして、申し上げようが懇かつたのであります。ここにいう農産物価格と申しますのは、重要農産物にのみ加へたい。詳細に調べ得る他の農産物も加へたい。従ひまして価格そのものであることは申し上げるまでもないのであります。なぜ価格をしんじやくするかという理由につきましましては、これは農産物価格が農家所得に影響がある。こういうことでもつて理由をつけておるのであります。従

いまして農産物価格から申します農家所得と申します場合は、もちろん労働収入、こういうものを取入れて考へるつもりは一つもございせん。正確に申し上げますと、むしろ農作物収入と申しますか、農業所得と申しますか、そういうものを把握するものとして農産物価格をとりたい。従ひまして直接の意味は、御指摘の通り、重要農産物その他の農産物の価格水準といふこととでございます。

○足立委員 農代理 足鹿君にちよつと申し上げますが、農林大臣は午後参議院にも呼ばれておるやうでありますのでなるべく農林大臣に直接お尋ねになる問題に限定をお願いしたい。

○足鹿委員 直接お尋ねしておるつもりであります。農林大臣がお答えないので、農林大臣にかつて……

○足立委員 農代理 他に通告者も多数ありますから、簡潔に願ひます。

○足鹿委員 あらためて農林大臣に伺ひますが、農産物の価格をしんじやく要素として取入れられた、その取入れの時期、農産物価格を一つのしんじやく要素として算定する時期、その方法はどうか。あるいは米価についても、その年々によつて予算米価と実際の米価には開きが出て来たりする。一体どうは御存じの通りであります。一体どういふものをつかまえて一つのしんのやう要素としての農産物価格を把握されますか。これは委員長さんの御注意もありますので、ひとつ大臣から御答弁願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 これは今御指摘の統計調査部でやつております農産物価格調査の中の農産物価格といふものを有る資料として参りたい、かように考へております。

○足鹿委員 最後に農林大臣に、これは重要な点でありますから、大臣みずから御答弁願ひたい。今度の両法案の目とするとところは、いわゆる日本の肥料工業が国際的な競争に耐え得る一つの方途として考へられる。一つは国内における農民への価格をできる限り調整し、安定せしめて行くといふところ。眼目があるやうに思ひます。一応法律の体系としては、そういう点で農産物価格といふものを明らかにしておられますが、あとの第三点のしんじやく要素としてのその他の経済事情といふものは漠然としてわかりません。その他の経済事情とは何をさしますか。私の見るところによれば、現在の日本の肥料工業が国際水準からはるかに遅れておる。そのためにダンピングだといひ、あるいは輸出出だといひ、その解釈がいふ／＼ありますが、問題が起きてこの肥料問題が大きく政治問題化したことは御存じの通りであります。このしんじやく要素の中に、法の趣旨から見て当然国際価格を一つのしんじやく要素として取上げて行かなければならぬと思ひますが、その点について大臣はいかやうにお考へになつておりますか。

○保利國務大臣 その他の経済事情の中には、国内の一般物価水準といふことも考へて行かなければならぬと思ひます。それに関連してこの国際価格との関連が出て来ると思ひます。そういうもの／＼の要素を考へて行くといふこととでございます。

○足鹿委員 国際価格はいわゆる経済事情の中に織り込まれておるといふうな御答弁であります。そうではないのです。いわゆる経済事情といふものはただ単に肥料の場合でないと、明らかに国際情勢に影響されておるのです。これは肥料だけではありません。特にこの両法案を提出しなければならぬとなつた理由といふものは、国際価格との関連において、通産委員会に付託になつておるの、少くとも取上げられておる。それとららはらの関係においてこの法案がやはりつらつておる。従つて今度、今問題になつておるの、国際情勢といふものにどう日本の肥料工業を対処せしめて行くといふこととあつて、そういう場合に、なぜ明らかに国際価格をしんじやく要素として取上げないのではありませんか。そういう漠然とした考へ方は、私は誤りではないかと思ふ。いま一応明らかにしていただきたい。

○保利國務大臣 直接的に国際価格を要素として取上げるべきである、それはどういふことになるか存じませんけれども、両法案のねらいをいたしております。できるだけ早く国際価格に近寄るやうに、そして肥料価格を講じて参るその過程においては、その近寄つて行くところの国際価格、それを一つの考への資料に取入れて行かなければならぬことは当然だと思ひます。問題は、いかにして早く国際価格に近寄るか、同時に内需に対して安定した需給状態にどうして持つて行くかといふことがこの両法案のねらいでありまして、そういう意味からこの規定は置いておるわけでございます。

○足鹿委員 それでは満足ができません。事情の中に織り込まれておるといふうな御答弁であります。そうではないのです。いわゆる経済事情といふものはただ単に肥料の場合でないと、明らかに国際情勢に影響されておるのです。これは肥料だけではありません。特にこの両法案を提出しなければならぬとなつた理由といふものは、国際価格との関連において、通産委員会に付託になつておるの、少くとも取上げられておる。それとららはらの関係においてこの法案がやはりつらつておる。従つて今度、今問題になつておるの、国際情勢といふものにどう日本の肥料工業を対処せしめて行くといふこととあつて、そういう場合に、なぜ明らかに国際価格をしんじやく要素として取上げないのではありませんか。そういう漠然とした考へ方は、私は誤りではないかと思ふ。いま一応明らかにしていただきたい。

ん。なぜならば、一昨日も同僚委員から輸入したいいいやないか、こういう御議論があつた。国際価格ははるかに日本よりも安い、これを日本に入れたらどうかという率直な意見があつた。しかもそれは、あなたの方の政府の方針によつて、外貨の問題あるいは為替管理の問題等で制約を加えて、これを防止しておいでになる、これを撤廃すれば、勢い安い肥料が日本に流入し来てるのです。これを人為的に阻止しておいでになるのであるから、少くとも国内価格を国際価格にまで、生産の合理化あるいは近代化によつて近づけて行くというのであるならば、当然最高価格を決定する場合には、国際価格をしんじやく要素として明瞭に書くべきではないですか、政府があくまで肥料の輸入については現行方式をおとりになればなるだけ——入れば別であります。入れる方針でありますか、入れない方針でありますか。入れる方針ならば、私はこの問題は、一応政府の答弁も筋が立つと思ひますが、これを人為的に阻止しておいて、しかも日本の肥料価格のコストを国際価格に引きつけて行くための法案だ、法案だと言つておつたのでは話がわかりません。人為的な政策を撤廃をすれば、日本の肥料工業は、重大な影響は受けますが、結局においては値段が下つて来るのです。これを下らせないための一つの障壁を築いておいて、そして国内の最高販売価格をきめるときに、その国際価格をしんじやく要素に取入れないというのには明らかに矛盾があります。明らかに一つのメーカー保護の思想がこの中にもうかがえると私は思ふ。率直に言つて、米はどん／＼

自由に輸入してあるじやありませんか。そして高い米を自由に入れられて、内地はその輸入した米によつて価格の抑制を受けておる。肥料の場合にはそれと趣を異にいたしておりますけれども、少くとも日本の肥料工業を国際水準にまで、コストの面を通じて近づけて行くという一つのねらいが一方にこの法案においてあるならば、当然その農家へ売つて行く価格の一つの決定要素としては、国際価格を入れなければ筋が立たないじやないですか。私はまだたくさんありますが、約束の時間があつたので、委員長にお願ひしてまた後日に質問を保留いたしておきますが、今その一点について大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。○保利國務大臣 これはひとり肥料のみならず今日の日本経済全体の悩みであるわけですね。だから日本のものが高いからといって、安いものをどん／＼入れて来たらどうなるかということ、これは人によつて考え方がよつてみな違ふかも知れませんが、政府としては、私の方としては、この悩みの中から日本経済を国際競争力に耐え得るところにどうして持つて行くか、これは政府の課題であるのみならず国民的な課題であると思ふ。そういう上からいたしまして、お話のような外肥を輸入するという考えは持たないのをごさいますか、さらばとて、しかし国際価格に競争し得るところに行く希望を持たないかといへば、そうでない。希望を十分持ち得るわけでありまして、できるだけ短期間のうちに国際価格に近寄るよう持つて行くための施策を講じて参りたい、こういうふうに考えております。

○足立委員長代理 川俣清吉君。○川俣委員 時間がないので午後に質問を続行したいと思ひますが、主要な点について大臣に二、三お尋ねいたします。これは大臣たび／＼御言明のあるように、日本の将来に備へるために日本の肥料工業を国際価格に見合うような、生産費をまかなうようなところまで持つて行きたい、こういう説明でございしますが、私はただ国際価格に競争できるように持つて行くことが必要だというだけでは十分でないと思つております。と申しますのは、大正年間から昭和の初めにかけては、硫酸にとつて大きな競争相手であつたものは、もちろん外安でもありましたけれども、それと同等、以上の大きな競争相手であつたものは、大豆がすなりその他の有機質の肥料であつた。この有機質の肥料と対抗できるように持つて行かなければならぬのだと思ひますが、目安をただ外安にだけ置いておいても、これらの有機質肥料に対抗できるところまで持つて行かないとほんとうの合理化はできないと思ふのであります。今日硫酸工業がこれほど盛んになりましたのは、大臣御承知の通り、大正の末期から昭和にかけては、外肥が非常に安かつた場合には輸入を制限し、外肥が高くなると入れておつたのです。これは国内の硫酸工業保護の立場をとつておられたからと思ふのですが、このように保護育成はして来たのであります。ところが一方において、たゞ／＼戦争が起り、大豆がす等の輸入が減つて参りましたために、硫酸工業というものが今日のように盛大になつたわけです。従つてこれらの有機質肥料が将来国内の農産物の増産の

上に必要だということになつて参りますと、これらともやはり競争を考へて行かなければならぬのだと思ひますが、今日の硫酸工業はそれまで考へていない。そういうものは国策上拒否するのあたりまえである。ただ硫酸工業だけが成り立てばいいのだというように考へ方では、真に農産物の増産のために肥料があるのだという考へ方ではなくして、硫酸工業自体の立ち行くかいなやというところに重点を置いて肥料対策が成り立つていくように見えるのであります。この点について大臣はいかにお考えになりますか。

〔足立委員長代理退席、委員長着席〕

○保利國務大臣 大豆がすとか魚がすとか有機質肥料に見合つての、ないしはそれとの競争を見合つての関係を考へて行かなければならぬのではないかと申すのは、ごもつともであらうかと存じますけれども、ただいまの情勢では、大豆がすとか魚がすとかいうようなものの増産は、あまり多くを期待できない状態にある。しかし私は、肥料自体の問題から行きますと、有機質肥料と申しますか、一面に自給肥料の増産が伴つて、しかも硫酸の消費が適当に行われて行くというのが一番理想の状態ではないか。従ひまして自給肥料の増産というところが、硫酸政策のいかんにかかわらず、大事な問題であるというように考へております。

○川俣委員 かつて一番多く入つたときは、大豆がすだけでしたか百三十何万トンぐらゐ入つたことがあると思ひます。それに菜種油がすなどを入れますと、約四十万トンぐらゐ入つたことがあるのではないかと申すのであり

ます。そのように、日本の化学肥料をオーバーするだけの大豆がすの輸入があつたはずであります。これらが戦争の結果入らなくなつて来たのであります。一方において農林省は、今度有畜農家を奨励するために多額の財政支出をいたし、または農産物価格安定法をもちまして菜種等の増産を企図いたしておる。この陰に横たわるものは、おそらく自給肥料が相関連して増産になることを期待いたしておるのであらうと思ふのであります。しかればそのような方面に農林省が重点を置くべきであつて、硫酸工業が成り立つか成り立たぬかということも考へ及ばなければならぬであらうと思いますが、何といたしましては、農産物をいかにして増産するか。しかも日本の農産物はやはり外国の農産物に対抗できるようにコストで生産されて行かなければならぬわけでありまして、硫酸を外国だけ安く売れば、農産物価格は外国だけ安くなる。日本は高い硫酸を使うから農産物の価格が高いということになりますと、今度は農産物の対抗ができなくなる。これはどうしても、外国へ売るものは高くないにしても、国内には外国よりさらに安い肥料を提供することによつて、農産物の増産をはかると同時に、農家経済を自立させるという方向に持つて行かなければならぬものだと思います。有畜農家創設あるいは農産物価格安定法というものがそのねらいでできておるのであります。そのねらいと、硫酸が国際価格の上で競争できるように盛んに生産を上げさせて対抗するということとは、大きな矛盾があると思ふのです。なぜかと申しますと、硫酸の価格

いは硫黄の回収とかいうものでありまして、そう大きな部分ではないと思ひます。たとえばもう少し例をあげますと、宇部興産、これは大きな硫黄会社であります。これは炭酸、セメント等のために、硫黄が二八%でその他が七二%というふうになつております。昭和電工、これも大きな会社であります。肥料、石灰窒素あるいはアルミその他のものをやつておきまして、硫黄二九%に対してその他の製品が七一%になつております。

それから先ほどの設備合理化によるコスト低下の問題でございますが、これは御説のように電解法におきましては、やはり操業度の上昇によるコスト低下ということが一番大きいのであります。生産量の七割五分を占めております。石炭法硫黄におきましては、御承知のように、石炭の価格が約倍しておるのであります。これはひとりで硫黄工業だけじゃなしに、日本の全産業にとつて石炭の価格が高いというところが非常に隘路であります。この点につきましては、何とか石炭から水素をとる方の効率を飛躍的に上げるといふ方向に設備の近代化、合理化を進めて参りますとともに、硫黄は非常に高温、高圧でありまして、非常に蒸気を使ひます。それはみな石炭でありますので、この蒸気の節約にいろいろな設備の改善をして参りたい、こういうふうに考へております。

○川俣委員 もう一点だけお尋ねして、それから大臣にもう一ぺんお伺ひいたします。合理化という中に、私が申し上げるまでもなく、企業の合理化と、工場の管理の合理化または工場の設計の変更によるものの合理化、こ

うあると思うのです。私のお尋ねしておるのは設計の変更によるものの合理化である。従つて工場内における合理化といふものは、廃ガスを利用する、あるいはその他の出て来る副生産物を商品として吸収して参る、生産品として参る、こういうようなことによつての合理化といふことが一番大きなねらいであらうと思ひます。企業の合理化でありますれば、合併とか資本をどうするとかいうことになつて来る。私はその点を言つておるのではな

く、おそらく多くねらわれており、通産省で合理化といふのは、企業の合理化じゃないと思ひます。企業の合理化も必要であります。その問題を離れて、当然管理の合理化といふのはやらなければならぬ。もしやらないとすれば、その経営自体が怠慢であるといふことになると思ひます。問題はやはり工場内における操業の合理化、こうなつて来ると思ふのです。そこで東洋高圧の例を見ましても、昭和電工の例を見ましても、だん／＼合理化が進んで参ると、硫黄の生産を適当に上げて行つたのであるいは制限して行くような操作ができるというところへ行くと、これがおそらく会社における工場の合理化のねらいであると思ひます。工場の操作によつて生産を制限したり増産をしたりするやうなことになる。この法律で政府は、合理化を促進して需給の調整をねらつておりますけれども、それより一歩進んで会社自体が合理化によつて生産の調整をするという結果が出て来るであらう、当然そこまで行かなければ、会社のねらつておる合理化は達成できないことになる。今後出て参ります資金面から見ましても、どうい

うところに会社が資金を必要とするかといふと、おそらく工場の操業のところに資金を要求して来るであらうと思ひます。あなたの方の資金計画を見まして、大体そういうところにねらいがあるやうであります。そうして参ります。この安定法あるいは需給調整法などといふものは、会社の操業によつて自由自在に操業されて来るということになる。必ずしもそれは悪いとは言へませんが、一方において法律で高くな

いといふと、農林省がもう少し公定価格を高くきめて行かなければ、むしろ会社自体が操短するぞ、こういうことになつて来ると思ひます。そうすると農林省はいかに多く生産をするように命じますとも、それだけ工場設備ができませんと、なか／＼それには応ぜられないといふことで、硫黄に対して操短をやらせましたら、大臣はどうなさいますか。この点なんです。ここからあなたに聞きたい。合理化を促進して参りますと、法律によらないで会社が操短をいたしまして、他の副生産が盛んになりますと、そちらに力を入れます。硫黄の操短を始めるということ。これが合理化の窮極なんです。そうするとこの法律といふものは、そういう合理化をさせるという——いわゆる農林省でいう合理化は硫黄が安くなること、ねらいでありまして、そうじやなくて、結果は会社の意思によつて自由に操短ができるという結果になつて来るのではないかと思ひますが、大臣この点いかがでしょう。

うといふのかという点は、結局輸出品を確保して行きますために、割高な硫黄を確保できない、であるから合理化によつてできるだけ価格の引下げを行い、国際競争力をかちとるやうにしよう、これは合理化のねらいであると思ひます。その合理化をやつた結果、国内の生産を制限して操短をして、そして価格を高いところに持つて行くといふやうなことで、極端にいへば私は肥料工業に携わる資格のない人じやないかと思ひます。そういう肥料工業の経営は、国民的に許されぬものじやなかろうかと思ひます。当然その合理化によつて大体国際価格のところまで持つて行つて、そして多量に供給する

内需にも十分応じ、東洋の市場も日本の硫黄によつて獲得するといふことがねらいであると思ひます。もし——これは極端になるかもしれませんが、どなたに私どもと意見を異にせざる経営者がおられましても、それではたとえば強権をもつて生産命令をするとか、いわゆる生産統制をするとかいふことをみづから求めて行かれるやうな経営者はなろうか、私はそういうふうには思ひます。

になりまして、操短が自由にできる、操短によつて会社が打撃を受けないやうな方法を講じて行くことがねらいになるわけですね。二百四、五十万トンの計画が徐々になされて行くかといへばそうじやない、もしほんとうに国際価格に對抗できるようになるとしますならば、三百万トン計画なんといふものは考えられてはいはずであります。今通産省が合理化を懇願いたしておりますけれども、会社の受入れとしては二百四十万トン、五十万トンが限度である、あるいは将来それより下るかもしれない。そういう場合における操短の合理化を考へて行かうといふところに、会社の考へ方があると思ひます。あるいは三百万トンもつくるといふことになりまして、その会社はそれら株がたかたかまされて、経営困難に陥りまして、従ひましてこれは株

を維持しながら、資金のやりくりを考へながら合理化をするといふことになると、適当な生産高を考へて行くといふことが合理化の一步だところ考へられておると見なければならぬ。そこであるいはエコノミスト等によりまして、輸出の引合いが盛んになれば、この会社といふものはたとい赤字であつても、国内の硫黄が必ずしもそれに相応して引下らぬところから見て、国内における需要といふものが盛んになつて、国内から上つて来るところの硫黄で採算がとれるという見方を株式市場ではいたしております。これは通産省が何と説明いたしまして、輸出によつて会社が赤字にならないうで、経営が健全になつて行つておるといふことは二、三の会社の例ばかり

ではありません。通産省は出血輸出だ
というのを言われまされども、株
式市場から見るとそれは何ら出血輸
出にはなっていないのです。ここへ会
社の人なりあるいは山一証券の人なり
を呼んで、この会社が出血輸出かどう
かということを開いてもらいたい、
出血輸出だつたら明日にでも株は下り
ますよ、そう言わないです。ただ通産
省や経審は、会社がその経営が困難だ
といわれるものだから、赤字であらう
とこう言うが、株式市場からいうとち
つとも赤字ではない、ほんとうに会社
が赤字であればもつと株価が下らな
ければならぬはずだが、輸出によつて
何も痛手をこうむらぬで、むしろそれ
によつて会社の経営が好転するという
見方が行われておるのですが、そのよ
うなところから見て参りますと、日本
の肥料経営者がそういうべらぼうなこ
とを考えることはない、大臣は言われ
ておりますけれども、そうじゃないの
です、ここに私は問題があると思う。
日本の産業からいうとあるいは合理化
が必要であるかもしれない、しかし
硫酸から見ると必ずしも工場内の合理
化というものは好ましいものでない、
という見解を私はとるのでありますが、
私の見解について大臣はいかにお考え
になつておりますか。この程度で打切
りまして、あとは御勉強願つて御答弁
くださいともよろしゅうございます。
○保利國務大臣 合理化は結局経営上
の操短を伴つて来る結果に陥るとい
う御懸念でございますが、これはどうい
う形においても、操短をすれば結局コ
ストは上らざるを得ないのではない
か。従つて一般的に申しまして、操短
がなされるような事態は起らないと思

います、もし百歩を進めまして、お
話のような、起り得ないことがもし起
けるといふような場合には、そのとき
こそ生産命令とか、あるいは外肥の輸
入とかいふふうな非常措置をとるよう
な事態を考えざるを得ないんじゃない
か。それから株屋さんたちが、もし出
血輸出をしているならば相当株式の下
落が来なければならぬ——株式の操作
は私もではわかりませんが、もしも
もし大穴があいていっているのだといふよ
うなことになる、たいへんなことでご
ざいますように、そこらは株式市場の
ことでは議論が立てにくいのじゃない
かといふふうには考えます。
○川俣委員 もう一点ですが、現在の
製造工程から見ますと操短ができない
ことは、大臣御指摘の通りです。操短
ができるように合理化が進んで行く
といふことを私が指摘しているのは、単
に生産であれば問題ありません。確
かに大臣のおつしやる通りです。副生産
の方が本業のようになつて参ります
と、硫酸の方がつけたりの合理化が行
われて参ります。そこで操短が自由に
なる、こういうことを申し上げた。そ
のときに生産命令を出すというので
すが、大臣は一方において合理化資金を
出してそのような工場になることを奨
励していながら、そうなたつたからとい
つて生産命令を出すといふことは、非
常に困難だと思ふ。その場合には、た
だ外肥を入れるとか、あるいは有機質
肥料を入れて、そして日本の硫酸製
造がさらに詰まつて、副生産の方が本
業のようになつて行くといふ結果にな
るかもしれない。それは必ずしも好
ましいとは思いません。そこである程
度合理化については、合理化資金を出

すときに無責任な出し方をすることは
いけないと思ふと同時に、やはり国内
の有機質肥料、あるいは外国からの有
機質肥料を入れることによつて、それ
らと相関連して合理化といふものを考
えて行かなければならないであらう、
こういうことなんでありまして、この
点についてはさらに御勉強願つて、次
の機会に御答弁をお願いいたします。
今日はこの程度で終りたいと思ひ
ます。
○井出委員長 午前の議事はこの程度
にいたしました、午後は二時半より理
事会、三時より委員会を再開いたしま
す。なお午後農林大臣はぜひ本委員
会に御出席相なるようお願いいたします。
これにて暫時休憩いたします。
午後一時十五分休憩
〔休憩後は開会に至らなかつた〕